

第6号議案

蒲郡市道路占用料条例の一部改正について

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の改正に伴い、これらに準じて占用料の額の改定等を行うため提案する。

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

蒲郡市道路占用料条例（昭和51年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区 分	単 位	占 用 料
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	円 950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートル1年につ き	510
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出 箱	1個1年につき	720
	広告塔	表示面積1平方 メートル1年につ き	2,400
その他のもの	占用面積1平方	1,700	

				メートル1年につき	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの			長さ1メートル1年につき	1,000
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき
その他のもの				長さ1メートル1年につき	17

	線類			
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	1,400	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	510
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	710
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
		その他のもの	1本1月につき	240
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400
		その他のもの	1基1月につき	1,200
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.046を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	240	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	170	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。